



みなさん、自転車は車の仲間だと知っていますか？

自転車は車の仲間なのに、運転免許証はありません。そのため、利用者一人ひとりがルールを守ることが大切です。

危険な放置自転車

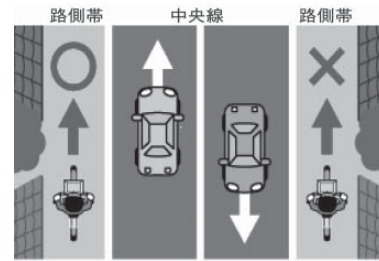
路上に放置された自転車は、歩行者や体の不自由な人の通行の妨げになり、自転車を避けようとした人や車が、事故に遭遇するなどの危険性があります。

自転車は必ず、所定の自転車駐車場に駐車しましょう。

道路交通法の改正

平成25年12月から、道路交通法が改正され、路側帯の通行方法が変わりました。

これまで路側帯は双方方向に通行できませんでしたが、自転車などの軽車両が通行できるのは、道路の左側に設けられた路側帯に限られます。



自転車は、道路の左側にある路側帯のみ通行可能

自転車安全利用五則

①自転車は、車道が原則、歩道は例外

②車道は左側を通行

後方から来る車に注意。道路（車道）の左端を通行しましょう。

③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

自転車は歩道の車道寄りをゆっくり走りましょう。



歩道は歩行者優先

④安全ルールを守る

- ◇飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
- ◇夜間はライトを点灯
- ◇交差点での信号遵守と一時停止・安全確認

⑤子どもはヘルメットを着用

保護者は、6歳未満の子どもを自転車に同乗させる場合と、13歳未満の子どもが自転車を運転する場合は、ヘルメットをかぶらせるように努めなければなりません。

自転車利用者が加害者に

自転車で事故を起こすと、加害者として民事・刑事の責任を問われることとなります。実際に、歩道を歩いていた歩行者に自転車衝突した事故で、自転車利用者が3000万円の賠償金を支払うことになった裁判例があります。

府内の自転車関連事故状況(25年)について

①死者・負傷者の事故件数

件数	14,751件
死者数	44人
負傷者数	14,617人

②自転車が第1当事者となった人数

対歩行者	276人
対自転車	500人
その他	293人

〈①②とも、府警本部調べ〉

※第1当事者とは、交通事故に関連した人のうち過失の最も重い人、または過失が同程度の場合は被害の最も軽い人を言う。

放置自転車の移送と返還

■移送について

放置禁止区域に放置された自転車と原動機付自転車は、保管場所に移送します。

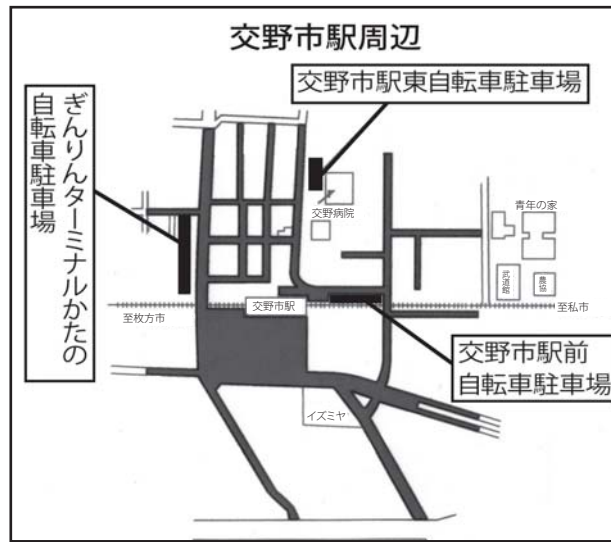
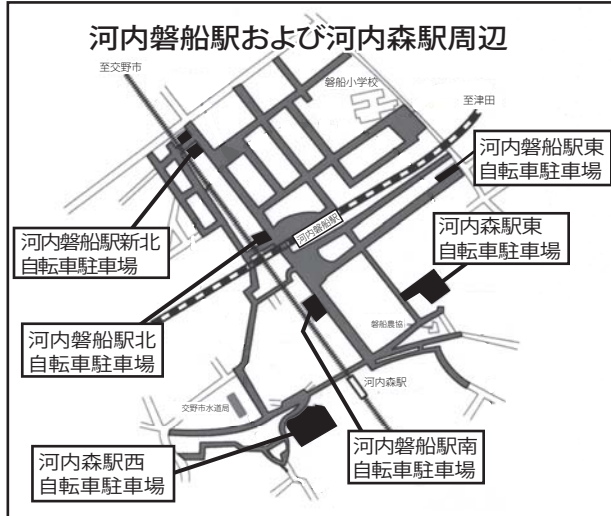
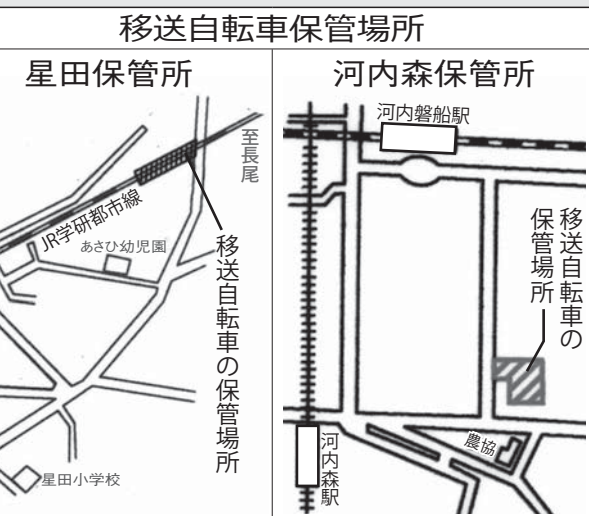
放置禁止区域	保管場所
星田駅周辺	星田保管所(星田駅東)
交野市・河内森・私市・河内磐船・郡津駅周辺	河内森保管所(河内森東)

■自転車の返還について

身分証明書などを持参の上、それぞれの保管場所に直接自転車を引き取りに来てください。

- ▷とき 午前9時～午後5時30分(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)
- ▷費用 自転車 1,500円
原動機付自転車(50cc) 2,500円
- ▷持ち物 ①身分証明書(運転免許証・健康保険証・学生証など)
②自転車の鍵

放置禁止区域に放置された自転車は、撤去されてしまうのよ。
みんなのために、自分のために、自転車は駐車場に止めましょう!



自転車駐車場と放置禁止区域(左図の■エリア)

